

2025年2月定例会 本会議一般質疑と当局答弁

2025年3月5日(水) 11:30

◎山内涼成議員の一般質疑(60分)

1. PFAS問題について
2. 企業誘致について
3. 文化財保護行政の在り方について
4. 門司港地域複合公共施設について



山内涼成議員への答弁と再質問

※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 環境局長
- 産業経済局長
- 都市ブランド創造局長
- 都市戦略局長
- 山内議員
- 環境局長
- 山内議員
- 環境局長
- 山内議員
- 保健福祉局長
- 山内議員
- 保健福祉局長
- 山内議員
- 産業経済局長
- 山内議員
- 産業経済局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員

- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 議長
- 都市戦略局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長
- 山内議員
- 都市ブランド創造局長

山内涼成議員の一般質疑

みなさんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。会派を代表して一般質疑を行います。

まず、航空自衛隊芦屋基地において暫定目標値の30倍のPFASが検出されたことについてです。

環境省と国土交通省は昨年12月、全国各地の水道水や河川で検出されていた化学物質「PFAS」について、自家用に利用する「専用水道」での調査結果を初めて公表しました。

調査の結果、2020年4月以降、11都府県の44か所で国の暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムを超過しており、国設専用水道の中で最も高かった航空自衛隊芦屋基地では、暫定目標値の30倍となる1リットル当たり1500ナノグラムが検出されました。これを受け福岡県は、基地周辺の河川や水路など合わせて8つの地点で水質調査を行ったところ、基地の北側の水路で暫定指針値を超えていたことが分かっています。

芦屋基地のある芦屋町も本市と同様に遠賀川水系の水を生活用水として利用しています。本市としても危機感をもってこの問題に向き合う必要があります。

芦屋基地によると、10 月末に判明してすぐに高濃度の井戸の使用を停止した、この蛇口は飲用にも使われていた可能性があるが、健康被害は確認されていないとのことです。同基地では、2010年4月以降、PFAS を含む泡消火剤を使用しておらず、「現時点で自衛隊との因果関係を申し上げるのは困難」との見解を示しています。

これまで高濃度の PFAS が検出されても汚染源はほとんど特定されていません。汚染源や健康への影響がわからないことは、地域住民の不安を非常に大きくします。科学的な調査に目をつぶり、汚染源の解明が進まなければ汚染が除去されることはありません。まずは汚染源を特定し、その対策を講じるべきと考えますが、本市としての見解を伺います。・・・①

また、暫定目標値を大きく上回る調査結果が出た以上、健康被害に対する住民の不安払しょくのため、周辺自治体の住民や自衛隊員の血液検査を行うことを国や県に強く求めるべきです。見解を伺います。・・・②

次に、企業誘致について伺います。

本市は、一步先の価値観を体現する「グローバル挑戦都市・北九州市」の実現に向け、そのエンジンとなる企業誘致をさらに加速させていくため、企業誘致加速パッケージを取りまとめ、「企業誘致加速大作戦」に取り組んでいます。

その内容は、地域未来投資促進法の特例措置を活用した新たな産業用地を創出するため、「市街化調整区域のまま開発が可能」また「農地転用が可能」になるなどの特例措置や企業立地促進補助金をこれまでの10億円から最大50億円まで引き上げるなど、5つのミッションが設定されています。

そこで、企業誘致に際して誘致件数や投資額、雇用数や市民所得の動向などについての指標となるのが KPI(重要業績評価指数)ですが、本市では北九州市未来産業創造会議の中で議論がされています。

税金を使って企業を誘致するわけですから、市民にとって有益であることが求められます。誘致した企業が安定的に雇用を生み出し、市民所得が向上することで地域経済が活性化しなければ理解は得られません。

本市の企業誘致において、KPI が設定されていますが、何を達成したいのか、どのような結果を求めているのか具体的な目的について答弁を求めます。・・・③

また、誘致した個別企業の業績の進捗はどのように検証され、検証結果に基づき定期的な KPI の見直しは行われているか、答弁を求めます。・・・④

最後に、企業誘致に際して企業と本市が交わす立地協定書では、環境保全について、法令等基準の遵守と環境保全に万全を期すよう企業側に求めています。

工場の誘致は近隣住民に様々な不安を抱かせることとなります。工場内では、どのような工

程でどんな化学物質が使われ、どこに排水されているのか、健康に影響はないのかなど、こうした不安に丁寧に答えることが何より重要です。

多額の税金を投入して企業を誘致するのであれば、特に工場については使用する化学物質の名称や排水経路などをすべて公表することを協定書に書き込むべきです。見解を伺います。……⑤

次に、初代門司駅遺構に係るこれまでの議論を通じての本市の文化財保護行政について伺います。

昨年11月8日に行われた文化財保護審議会の懇談についての議事録などの開示請求に対する、教育委員会名での通知書によると、懇談会では、ほとんどの審議会委員が遺構の重要性を認め、保存を求めています。懇談会のこのような結果について、審議会委員の委嘱を担う教育委員会として、どのように受け止めているのか見解を伺います。……⑥

次に、各地方公共団体には文化財保護審議会やそれに類する委員会が設置されています。その設置根拠法は、文化財保護法に基づく場合と地方自治法に基づく場合があり、大きな違いは「建議」の有無です。建議とは、意見を申し立てることであり、教育委員会の諮問がなくても審議会は意見をすることができること、建議がなされれば教育委員会はそれを審議しなければならないことを意味します。

それでなぜ、本市のように地方自治法に基づく審議会が存在するのかというと、文化財保護法に文化財保護審議会が位置付けられたのは1975年の改正時であり、それ以前には文化財保護法を根拠とした審議会を設置することができませんでした。1975年以前に文化財保護審議会を設置した都道府県市町村の多くが地方自治法を根拠としましたが、多数の自治体は文化財保護法改正後に条例改正し、審議会の設置根拠を文化財保護法に変更しています。本市では、1964年に文化財保護審議会が地方自治法を根拠に設置されましたが、それ以降、条例改正されずに現在に至っています。西日本新聞の取材によると20政令市中、地方自治法を根拠にしているのは本市と広島市のみとのことでした。

そこで、本市はなぜ現在まで文化財保護法を根拠とする審議会へと条例改正を行わなかったのか、その理由について答弁を求めます。……⑦

次に、門司港地域複合公共施設整備事業について伺います。

今議会では、門司港地域複合公共施設整備事業に31億200万円が計上されています。これは昨年10月に建設工事の入札が不調に終わり、今年度予算に上乘せするもので、これにより建設工事費は135.4億円、土地購入・JR施設移設費等を含めた総事業費は163.5億円となり平成30年当初計画の77.1億円に比べて2.1倍に膨れ上がっています。本市は当初、公共施設マネジメント事業のモデルプロジェクトとしてこの事業に着手しましたが、事業費の大幅な増額はその目的からも逸脱するものです。

市民に対し、事業費の変遷を示し、説明をしたうえで理解を求めるべきではないでしょうか。

この際、市民の意見を踏まえることにより公共事業の実施や継続等の判断について客観性

と透明性の向上をはかることを目的とした公共事業再評価を実施すべきです。見解を伺います。……⑧

山内涼成議員の一般質疑 答弁と再質問

[北九州市産業振興未来戦略に定める KPI について]

■市長

まず、私から、企業誘致に関しまして、北九州市産業振興未来戦略に定める KPI についてお尋ねございました。

KPI について、達成目標、それから結果、具体的な目的、そして企業実績の進捗の検証、検証に基づいた KPI の見直しなどのお尋ねでございました。

お尋ねがありました産業振興未来戦略、これは令和 5 年度に作成をいたしましたものですが、他の政令指定都市よりも相対的に低い経済成長率、労働生産性、雇用者報酬など、停滞する経済をさらにプラスの好循環に転換をさせるために、1 つに、北九州市の地域経済の要である中小企業がビジネスのモデルの変革などにより高付加価値化を進め、稼ぐ力を高める。

2 つ目に、将来の北九州市の産業を牽引する半導体、次世代自動車、蓄電池などの成長産業の創出を図り、産業の裾野を広げる。

3 つ目に、北九州市が培ってきた人や企業の豊富なポテンシャルを民主導で最大限活用する、の 3 つの視点によりまして、北九州市の経済全体のパイを拡大させていくことが重要な鍵になると考えまして、これらを大きな方向性を示す戦略として位置付けたものでございます。

この中で、1 つに、地震など自然災害リスクの低さ、2 つに、24 時間運航、運用可能な北九州空港をはじめとした充実した陸海空の交通、物流インフラ。3 つ目に、半導体企業などのニーズに応える豊富な公共用水。4 つ目に、モノづくり企業や環境産業の集積に年間 4000 人を輩出する豊富な理工系人材のほか、九州工業大学、北九州市立大学などが同一キャンパスに集積する北九州学術研究都市、企業活動がしやすい安価な進出コストなどなどの企業にとって魅力的な多くのポテンシャルを活かしまして、1 つ目に、バックアップ首都構想のもと、本社機能や IT 開発の拠点、データセンターの誘致、2 つ目に、半導体、次世代自動車や蓄電池などの未来型成長産業の誘致、3 つ目に、アジア諸国の成長を取り込むために日本のマーケット進出を狙うアジアスタートアップの誘致を進めるなど、稼げる場作りに重点的に取り組むこととしております。

KPI につきまして、企業誘致における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の企業誘致の数値目標、KPI として、企業誘致件数につきましては累計 330 件、新規雇用創出数につきましては累計 5100 人を定めております。

今年度は現時点で 84 件の誘致、1567 人の新規雇用の創出、約 3717 億円の設備投資額となっております。新規雇用数、投資額とも、過去最高だった昨年をさらに大きく上回るペースで推移をしているところでございます。

この KPI は、北九州市の経済、産業の現状や経済の潮流、そして北九州市未来産業創造会議の議論を踏まえまして、過去 5 年間の実績を超えるストレッチゴールとして設定をしたものでございます。

また、その目的でございますが、企業誘致や新規雇用の創出により、次代を担う成長企業や地域企業の投資を呼び込むことによりまして、市外に流出している若者や女性などの定着、そして市外からの転入者を増やすこと、また税収を増やし、結果として彩りあるまち、安らぐまちの原資としていくことを目指しております。

このような北九州市新ビジョンに掲げました好循環を実現することによりまして、国内外から人や企業、投資を呼び込むとともに、北九州市民のシビックプライドの向上につながるよう、北九州市の魅力を最大限高めていきたいと考えております。

次に、誘致した企業の業績の進捗の検証でございますが、日々、企業訪問や報道資料などによりまして、業績をはじめとした情報収集に努めております。

中でも、業績好調に伴う投資計画につきましては特に重要な情報でありまして、投資計画の相談がありました際には、新たな工場建設あるいは拡充に向けまして、スピード感を持って必要な支援などを行っているところでございます。

また、KPIにつきましては、北九州市未来産業創造会議などの議論を踏まえまして、昨年度、ストレッチゴールとして設定したばかりでありまして、まずは現在の目標達成に向けて全力で取り組んでいきたいというふうに思います。

北九州市におきまして、社会動態が60年ぶりにプラスに転じ、反転攻勢の機を得た今、北九州市の勢いをさらに加速することができますよう、さらなる企業の誘致に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私から以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

[PFAS問題について]

■環境局長

私からは、PFAS問題につきまして、高濃度のPFASが検出された場合、汚染源を特定し、その対策を講じるべきとのご質問と、周辺自治体の住民や自衛隊員の血液検査を行うことを国や県に強く求めるべきとの2つのご質問にまとめてお答えいたします。

PFASとは、有機窒素化合物の総称であり、1万種類以上の物質があるとされております。PFASの中には、発水性や発油性、熱化学的に安定といった特徴を示すものがあることから、これまで泡消火剤や界面活性剤など幅広い用途で使用されてまいりました。

このうち、PFOS、PFOAは、科学的に極めて安定性が高く、難分解性、高蓄積性があるため、環境中では長距離移動しやすく、人の健康などに影響を及ぼす可能性が指摘されております。

このため、国際的には、残留性有機汚染物質によるストックホルム条約、国内法では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、製造、輸入及び使用が原則禁止されております。

このため、環境省は、飲み水からの摂取を防ぐため、令和2年に水道水の暫定目標値及び海や河川などの公共用水域、地下水といった水環境中の暫定指針地を1リットル当たり50ナノグラムとすることを決めました。

北九州市では、暫定目標値等が定められたことを受け、市内の水環境中におけるPFOS等の存在状況を把握するため、令和3年度から公共用水域及び地下水のモニタリングを実施しております。

具体的に、海域は洞海湾やひびき灘など7地点、河川は市内19河川24地点、湖沼は増渚ダム1地点、地下水は国の地下水質モニタリングの手引きに準じ、市内50カ所を計画的にモニタリングしており、その結果を市のホームページ等で公表しております。

水環境中から暫定目標値を超える PFOS 等が検出された場合、環境省が策定した P F O S 及び P F O A に関する対応の手引きに従い対応することとなります。

この国の手引きでは、その対応といたしまして、1つ目に、飲用による暴露の防止の徹底を図るため、井戸等の設置者に対し、飲用を控えるように助言。

2つ目に、超過地点でモニタリングを継続し、濃度の経年的な推移を把握。

3つ目に、汚染範囲の把握に向け、調査範囲を拡大し、追加的な調査の3つの取り組みを実施することが示されております。

これらの取り組みを実施した結果、暫定目標値等を超過し、それが特定の原因によると疑われ、かつ汚染が継続すると判断される場合は、必要に応じて汚染源の特定のための調査を実施することとなります。

次に、血液検査につきましては、国の手引きにおきまして、現時点の治験では、どの程度の血中濃度でどのような健康被害が生じるか明らかとなっておらず、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難であるとされております。

また、国におきましては、一般的な国民の暴露状況の経年変化等を把握するため、P F O S 等の血中濃度調査を行い、科学的知見の充実に努めているところであります。

こういった状況でありますことから、血液検査の実施につきましては、今後、国の動向を見守りたいと考えております。

いずれにしましても、PFOS 等の対策につきましては、市民の健康保護の観点から、今後も公共用水域及び地下水のモニタリングを実施し、状況把握に努めるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。私からは以上です。

[企業誘致について]

■産業経済局長

私からは、企業誘致についてのうち、工場については化学物質の名称などをすべて公表することを立地協定書に書き込むべきであるが、見解を伺うとのご質問にお答えいたします。

北九州市へ進出する企業が地域に歓迎されることは、今後この地で長らく創業していく上で大切であることから、工場の立地にあたっては、周辺環境への配慮は大変重要であります。

このため、企業誘致に際しましては、地域の特性や周辺環境に関する情報を事前に提供し、配慮を求めることとしております。また、必要に応じて検討段階から関係部局と情報共有を行うなどの対応も行っています。

議員ご指摘の工場で使用する化学物質の名称や排出経路などを全て公表することを協定書に書き込むべきとのご提案につきましては、現協定書には法令等の基準を遵守するとともに、環境保全に万全を期すことと記載しておりまして、企業は法令等の規定に基づき適切に対応することが前提でございます。そのため、それ以上の対応を求めることは考えておりません。

北九州市としましては、進出した企業が環境保全に万全を期すことができるよう、技術的な相談や関係部署との調整など、しっかりとサポートしていきたいと考えております。

なお、住宅地に隣接する企業の新設にあたりましては、住環境への配慮や地元住民の理解は特に重要であります。そのため、企業と連携しつつ、必要に応じて住民説明会を開催するなど、地元住民の声に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

北九州市としましては、進出企業には地域に定着し、誇りとなっただき、地域と企業が共存できるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

私から以上です。

[初代門司港駅遺構について]

■都市ブランド創造局長

私の方からは、初代門司港駅遺構につきまして、文化財保護審議会の懇談の結果を議員の委嘱を担う教育委員会としてどう受け止めているか、そして、文化財保護法が改正されましたが、本市ではなぜ文化財保護審議会に関する条例の改正をしなかったのかというお尋ねに対しまして、補助執行の立場から、私の方からまとめてご答弁させていただきたいと思っております。

文化財保護審議会の設置につきましては、文化財保護法が昭和 50 年に一部改正され、都道府県に設置することが可能となり、さらに平成 8 年には市町村へもその範囲が拡大されました。

議員ご質問の文化財保護法の改正に伴う条例改正を行わなかった経緯等につきましては、30 年近く前のことでありまして、その事跡は確認ができていませんけれども、北九州市におきましては、昭和 39 年に地方自治法に基づく文化財保護審議会を設置しておりまして、平成 8 年の時点では既に 30 年以上その体制のもとで活動がなされていたことから、長年適切にて運用され、定着しているという観点からの判断だったのではないかと推測をしているところでございます。

次に、議員のご質問でお示しいただいた通り、昨年 11 月、文化財保護審議会委員の要請で、門司港地域複合公共施設整備に伴う遺構の取り扱いにつきまして懇談を開催いたしまして、事務局より発掘調査の状況等について説明をするとともに、意見交換を行ったところでございます。

懇談では、委員から現地保存を求めるとの意見のほか、一部現地保存や一部移築、新施設への展示コーナーの設置、今からでも何かできることを探してほしいなど、様々なご意見をいただいたところでございます。

各委員からは、それぞれのご専門の観点から貴重なご意見であったと受け止め、いただいたご意見につきましては直ちに担当部局へ提供させていただいたところでございます。

いずれにしましても、文化財保護審議会の運営を含め、文化財保護に対する取り組みは、適宜、状況に応じて適切に対応しております。今後も鋭意力を尽くしてまいりたいと考えております。私からは以上です。

[門司港地域複合公共施設整備事業について]

■都市戦略局長

最後に、私の方からは、門司港地域複合公共施設整備事業につきまして、市民に対し、事業費の変遷を示し、説明をした上で、理解を求めるために公共事業再評価を実施すべきではないかというご質問にご答弁申し上げます。

門司港地域に点在しております公共施設は、築 94 年を超える区役所など、老朽化し、耐震性やバリアフリー面での対応が十分ではなく、安全面や衛生面などに課題を抱えております。

この老朽化が著しい公共施設への対応は待ったなしの状況であり、市民の安全、安心が第一との考えのもと、門司港地域複合公共施設整備事業につきましては着実に進めていくこととしております。

本事業は、構想段階から、事業費を含め事業内容につきまして、節目節目で議会や市民に丁寧に説明を行い、理解をいただきながら進めてまいりました。

具体的には、平成30年度の公共事業評価では概算事業費、令和3年度の公共事業評価では、基本設計を踏まえ、概算工事費から増額となった事業費をお示しし、外部有識者に賛同を得るとともに、パブリックコメントで市民の御意見をいただいた上で、議会にもその内容を報告させていただいたところでございます。

令和6年6月議会では、令和3年度の公共事業評価時点より、物価高騰の影響を受け事業費が増額となったが、その内容を議会に丁寧にご説明し、予算案をお諮りし、承認をいただいた上で進めているところでございます。

令和6年12月議会では、建設工事が入札中止となったことを受け、スケジュールに極力遅れが生じないように杭工事を先行着手することとし、杭工事に必要な予算を除く減額補正案についてご承認をいただいたところでございます。

今議会では、令和7年度に改めて建設工事を発注するための予算案として、令和6年6月の予算案同様に、物価高騰などの影響を加味した上で135億4000万円を計上させていただいてるところでございます。

この予算案をご承認いただければ、令和9年度中の施設の振興を目指し、着実に事業を進めていきたいと考えております。

議員お尋ねの公共再評価につきましては、北九州市公共事業再評価システム要綱におきまして、事業費が予算化されてから5年度目の事業または事業内容を変更する必要性が生じた事業のうち、特に評価が必要なものにつきまして再評価を行うこととしております。本事業は、こうした再評価の対象には該当しないものでございます。

門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、これまで9年をかけて市民との対話を重ね、公共施設マネジメントのモデルプロジェクトとして取り組んできたものであり、市民の安全、安心が第一との考えのもと、令和9年度中の完成に向け、事業を着実に進めていく方針でございます。答弁は以上でございます。

【第二質疑】

[PFASの危険性、健康被害について]

○山内議員

順次、第2質疑に入ってまいります。

まず、PFASでありますけれども、PFASの危険性、それから健康被害について、どのように認識しているのか、伺いたいと思います。

■環境局長

PFASにつきましてはですね、先ほど第1答弁でご説明しましたけれども、科学的に極めて安定性が高い、それから難分解性、高蓄積性があるため、環境中では長距離移動しやすく、人の健康などに影響を及ぼす可能性が高いと認識されております。

ただ、国もですね。PFASが血中でどれぐらいあるとどのような健康評価が出るかということについては明らかではないというふうに、国の方もそういう発表をしております

ので、今、健康への影響を直接に説明するのは難しい段階かと思っております。以上でございます。

○山内議員

はい。国も根拠を具体的に示していないという答弁でありましたけれども、昨年12月、環境省のもとにある水質基準逐次改正検討会、これが、水質管理の分類を水質基準に引き上げるという方針を発表したわけであります。

しかし、飲み水1リットル中にPFOSとPFOAの合計50ナノグラムとしてきた目標値、これをそのまま基準値としました。

一方で、アメリカEPA（水環境保護庁）は、昨年4月に、PFOS4ナノグラム、PFOAは4ナノグラムを、これを規制値に定めております。

で、これは合計70ナノグラムから大幅に引き下げたものであります。アメリカや欧州と日本のPFAS、これは違う物質なのでしょうか。

なぜアメリカと健康被害に対する認識が違うのか、これは理解に苦しむわけでありますけれども、この基準値の違いをどう受け止めておりますか。

■環境局長

先ほど申し上げましたように、PFAS、PFOS、PFOAになりますけれども、これと健康被害の関係が今明らかではございませんで、各国でいろんな研究を進められていると思っております、その受け止めによって判断基準が違っていると認識しております。

私どもは、国の方の今の動向を見守ってまいりたいと考えております。

○山内議員

国が基準の根拠を示さないということを強調されておりますけれども、2024年6月に内閣府は健康リスク評価書、これを決定しております。

この評価書には4000件近くのパブリックコメントが寄せられ、この中で多く出された意見が、環境省のエコチル調査のデータを反映するべきとの意見だったわけであります。

このエコチル調査とはどんな調査ですか。

■保健福祉局長

子どもエコチル調査というものですが、子どもの健康と環境に関する全国調査ということで、そこで化学物質への、人への暴露量の関係の部分もあると思うんですが、血液等の分析を行っているということがあるというものでございます。以上でございます。

○山内議員

このエコチル調査は、このPFASに対してもやられてるんですね。

その中身をちょっとご紹介しますと、胎児期から小児期にかけての化学物質への暴露、これが子どもの健康に与える影響を明らかにするために、2010年度から全国で約10万組の親子を対象として環境省が開始した、大規模な、そして長期にわたる出生コホート調査ということになっております。

これは、臍帯血、血液、尿、母乳、乳菌等の生体試料を採取して保存、分析するとともに、追跡調査を行い、子どもの健康と化学物質等の環境要因との関係を明らかにしている、これは世界的にも注目をされている調査であります。

そしてP F A Sは、この調査の研究開始時点の2010年当初からこの解析計画に入っているわけであります。

既にエビデンスは存在しているということであります。この調査結果を検証して、健康被害を正しく認識すべきではないでしょうか。もう一度答弁お願いします。

■保健福祉局長

はい。人体の健康に不安が生じるというところがありますので、やはりその健康影響の評価というのは正しく行うべきだと思っております。

昨年6月に内閣府の食品安全委員会で、P F A S、P F O S、P F O Aによる人への健康評価の健康影響の評価については出されているところでございます。

それを踏まえて、環境省がP F O S、P F O Aに関する対応の手引きというものを昨年秋に公表しております、やはり全国ですね、この問題に対する市民の皆様方の不安を回避していくためにも、地方自治体でもしっかりと対応できるようにということで情報提供していただいております、私どもも、その対応の手引き、またQ & A集など出ておりますので、そういったものを参考にしながら対応していくということになると思います。

また、国の方は、まだ最新の知見をもとに、科学的な知見をもとに対応を進めていくというところでありますので、その動きについてもしっかりと注目をしていく必要があると考えております。以上でございます。

○山内議員

私が問題視してるのは、このエコチル調査は、環境省が新しく基準値を決めた、この時点でわかっているんです。調査結果が出ているんですよ。

それなのに、新しく50ナノグラムという高い数値を基準値にしたというところに問題があるんです。だから、このエコチル調査、これも世界的な調査なんですね。評価されている調査です。そして、長きにわたって追跡調査をした結果が出ているわけです。

これを参考にせずに日本の基準値を決めてしまった、ここが大きな問題点だというふうに私は申しているわけであります。

それから、2023年にP F A Sの広範囲な汚染が明らかになった欧州連合でありますけれども、科学品長が規制強化案を公表して意見公募を行った際に、日本の経済産業省が旗振り役となって多数の日本企業が規制強化反対の意見、これを提出しています。

実に5642件のうち約2割の938件が日本企業であり、いずれもこれ反対意見でありました。経産省が同会議への参加を業界団体に促して、同省の課長自身も意見を送っていたことも明らかになっています。

まさに経産省全体が乗り込んで規制強化反対の旗を振ってきたわけであります。人の命と健康よりも経済を優先するこの国の姿勢、これは水俣の教訓、全く生かされておられません。

だから、P F A Sの健康被害のエビデンスが存在しているにもかかわらず、これを無視して基準値を改めることをしなかった。国がこうした態度ならば、国民の命は誰が守るのか。市民の命と財産を守るのが地方自治体の最大の役割だからこそ、基地であろうが企業であろうが、市民の命と健康を守るために堂々と国と抗うべきである、このことを指摘しておきます。

[企業誘致について]

次に、企業誘致について伺います。税金を投入してこれまで誘致した企業が本市経済にどれほどの貢献を果たしているか、その検証は十分なのかという疑問を私は持っております。その指標となる有効な手段の一つが KPI ではないかというふうに考えます。

この KPI 指標は、定量的、定性的に、そしてまたは業種別、製造業、サービス業、IT 企業などによって詳細に設定をすることによって、より具体的な目標の達成が可能となります。また、短期と長期の KPI、これをバランスよく設定することで持続的な成長が可能になります。

ぜひ誘致後の検証に力を入れていただくことを、これは要望しておきます。

また、工場の誘致についてですが、先ほどの PFAS の議論でもあったように、化学物質による健康被害に対する政府の怠慢、これは市民の健康を脅かすものであり、市民の不安を増幅させるものであります。

誘致にあたっての本市の責任、また企業側の責任として、使用化学物質や排水設備など、この情報は共有しておくべきではないでしょうか。

これはもう一度答弁をお願いいたします。

■産業経済局長

企業誘致についてきちんと公開すべきということでもありますけれど、まず私どもの立場を最初にお伝えしたいと思うんですけど、その企業立地にあたってですね、やはりその、住民の皆さんがその不安に思っていることについてはちゃんと向き合って対応していくというのは基本だと思ってまいす。それ、しっかりやりたいと思っています。

その上で、実際、先ほど保健福祉局長からもありましたけれど、その科学的知見に基づいて、いろんな法律に基づいていろんな基準が定められているわけでもありますので、まずはそこをしっかりと守っていただくということが大原則ですし、私どもがその企業と交わす協定書の中にもそれは万全を期すことという形で記載をさせていただいているわけでありす。

従いまして、重大な対応でですね、私どもとしてはさせていただきたいという風に考えているところであります。以上です。

○山内議員

企業側には、法令の中での範囲ということで、それ以上のものを考えていないということでもありますけれども、起業企業と本市の間でその情報を共有することってというのはできませんか、公表までもなく。

■産業経済局長

そうですね、私どもだけが知るということに、どういうこうあれがあるのかっていうのはあるわけですけど、相手様もあることすし、企業としては場合によってはその企業秘密にかかわるようなこともあるかもしれないので、そこはちょっとケースバイケースかなと思ってますし、市役所の中にもいろいろな関係部署ありますので、ちょっとどういことができるのかというのはちょっと考えてみたいなと思ひます。以上です。

○山内議員

法令の中でのという範囲になるとね、日本の PFAS の問題でもそうですね、50 ナノグラムが基準になってしまうんですね。

でも、それ以下でも健康被害があるっていうことはもう根拠があるわけですよ。そこに目を当てるべきだということです。だから、どういう化学物質が使われているのかということぐらいはね、しっかり把握していく必要があるんだというふうに思います。

私は、地域経済の活性化、これをね、決して否定するものではありませんけれども、そのために地域住民の人権とそして環境、これが犠牲になることは断じてあってはならないというふうに思います。

そこに最大限の対策、それから配慮を求めるものであります。これは強く要望しておきます。

[文化財保護行政について]

次に、本市の文化財保護行政についてであります。貴重な文化財が行政の手によって破壊された今、これまでの議論で納得できてない点について幾つか伺いたいと思います。

まずは、本市の文化財保護審議会の在り方についてであります。

最初の質問で、根拠とする法律がなぜ地方自治法のままなのか伺いました。文化財保護法を根拠とする審議会との決定的な違いが建議であるということをお訴えさせていただきました。

この建議とは、単なる意思表示ではなく、改善や発展のための具体的な提案を専門的な観点で行うものであります。この仕組みがないと、審議会そのものが形骸化し、専門家の意見が反映されない文化行政が続くことになってしまいます。

市民の財産である文化財を保護する気持ちが少しでも残っているのであれば、条例改正すべきであります。これは先ほど答弁がありましたので、しないということになったというふうに思います。

で、次に、包蔵地の指定についてであります。本市が、複合公共施設の建設予定地が旧門司駅遺構の存在する土地であるということを知ったのはいつですか。

■都市ブランド創造局長

正確な日時、今手元にはないんですけども、開発に入る前の試掘調査を行いました。その際に、一部レンガのようなものが発見されました。

それで、まずここに何か埋まっているかもしれないということの議論をいたしまして、その後、県への通知とかを経て、このエリアを旧門司駅の関連の包蔵地ということに通知を、周知をしたというような流れだったとか記憶しております。以上です。

○山内議員

要するに試掘調査の段階で包蔵地であるということをお認識したということですかね。

■都市ブランド創造局長

試掘をした結果そうしたものが出来たので、それによってそういう判断をしようということになりました。以上です。

○山内議員

ということは、建設計画前には調査をしていないということですかね。

■都市ブランド創造局長は。

その段階ではまだ試掘に至っていないというのが現実です。

○山内議員

建設予定地の隣接地には九州鉄道記念館があり、初代門司駅の位置にゼロマイル碑も復元されております。

初代門司駅の位置、これを示す古地図等の文献もあり、この敷地には初代から2代目門司駅施設があったことは明らかだったはずであります。

こうした文献調査等々は行ってないですか。

■都市ブランド創造局長

文献調査につきましては、試掘、包蔵地という手順を経る中で、さまざまなところから情報、また、それ以前にも、この周辺を開発するという段階でさまざまな情報というのは入手する活動はしておりました。

ただ、古い地図を入手して、その後もいろいろな調査の中で随時新しい地図を手に入れるというような状況でしたので、並行してそういった地図とか情報を入手していったというのが現実だと思います。以上です。

○山内議員

これは、令和5年5月に埋蔵文化財包蔵地指定の届出を本市は行っておりますけれども、この時に専門家の意見は聞きましたか。

■都市ブランド創造局長

包蔵地の指定に関しては、専門家の意見というのは伺ってないと思います。以上です。

○山内議員

ここで、やはり専門家の意見、文化財審議会の意見を聞いていれば、建設工事予定地のみならず、これ遺構全体が包蔵地ということになっていたんじゃないでしょうか。

で、旧門司駅遺構の全体像が明らかになったかもしれない、もっと貴重な遺構だったかもわからないわけでありまして。

実際に審議会、この包蔵地指定の後に行われた審議会は10月なんですね。ここで専門家の意見はどんなものだったんでしょうか、教えてください。

■都市ブランド創造局長

まず、先ほどの包蔵地の指定の際には、その古地図を我々入手しておきまして、それに基づいて建物がある範囲を指定しておりますので、もちろん相談はしていませんが、それに基づく根拠があつての包蔵地の範囲の指定だったということは追加で申し上げます。

また、10月に市議会の先生方に現地を視察していただいたことを多分おっしゃったんだろうと思いますけども、現地の保存が望ましいという意見が多かったという風に考えております。以上です。

○山内議員

やはり早い段階で専門家の意見を聞くということが本当に大事だったんじゃないかなと思います。

貴重な文化財というものは、全体像が明らかになることによってその価値も変わってくるはずなんですよね。そうすると、本当にやはり北九州市の大きな財産をね、なくしたなということが分かるわけであります。

それから、文化財包蔵地における工事についてなんですけれども、昨年12月10日の教育文化委員会に、文化財包蔵地の工事に際して、文化財保護法94条における届け出はなされているけれども、97条における届け出はされていないのではないかという陳情がありました。

当局は、97条は包蔵地以外での発見が適用されるので、旧門司駅遺構は適用されないという説明をしておりますけれども、94条は包蔵地における事前の届け出であって、97条はその工事中に新たな遺跡の発見があった場合の届け出となっています。で、これについての当局の説明についての見解をお願いします。

■都市ブランド創造局長

97条ですね、いわゆる包蔵地以外のところでの発見というような内容を書いているものだと思いますけれども、おそらく97条の中に、99条として包蔵地の中で発掘をするっていうところ、いわゆる地方公共団体、発掘するというような項目が入っているんですけれども、多分97条の中に、99条の規定による調査にあたって発見した場合を除くっていう条文が多分入っていると思うんですよね。

そういった意味で、この99条の規定による部分に関しては、いわゆる届け出が必要なのは開発をする側であって、教育委員会側は調査する側ですので、届け出るってところからは除外されているんです。したがって、多分そういうご説明をしたんじゃないかな、だと思います。

いわゆる届け出をするのは開発する部署側、会社とかがする、いわゆる国の機関がするわけで、我々教育委員会としては調査する側ですので、その届け出の必要はないという趣旨で多分ご説明したんじゃないかなと思います。以上です。

○山内議員

はい。そういう趣旨ならそういう趣旨で言うてもらわないと。その97条は、その工事中に新たな遺跡の発見があった場合の届け出ということになってまして、で、97条は包蔵地外の発見ということになってますのでという説明では少し分かりにくい部分があったかというふうに思います。そこはね、また後でしっかり教えてください、どういう説明なのかということをごすね。

で、この遺構の問題の、あらゆる場面で県や国との協議、これが行われておりますけれども、本市はこうした協議内容を記した文書、これが存在しないということを繰り返し答弁してきましたけれども、国や県は、これは求めれば提出をしてくれます。

これ、行政事務としてあまりにもずさんではないかと私考えてますけれども、その辺の認識についてお願いいたします。

(沈黙)

■議長

答弁。

■都市戦略局長

今回の一連の事業に関する流れのところでございますけども、いろんなケースでいろんなこと協議、当然、中での協議もありますし、いろんなこと協議っていう形あるわけなんですけども、それについては、1つ1つ協議したら、そのものは瞬時他の関係者と情報共有を図りながら今までやってきたというのが門司港の事業の進め方でございます、しっかり、その議事録がなくというか、そういった記録というところがなくても、しっかり情報共有をしながら、意思確認しながら今の現状のところまで進めてきたというのが現状でございます。以上でございます。

○山内議員

ちょっと何言ってるかわかりませんが。

これ、市がないという答弁をした文書が県や国から出てきてるんですよ。

ここを行政文書としてどうとらえているのかということを知りたいんですけども、いかがでしょうか。

■都市ブランド創造局長

いわゆる協議っていうのは、この門司港に関しましては、ほんとに1日に何度も何度もやりました。

朝、この門司港遺構に関する対応の協議、それから今度はその次の新しい展開になって、また昼、夕方と、その都度、その都度議事録をつくっていくというような体制ではもうとても事務量になっていきますので、どんどんアップデートしてという中で、日々、各個人、個々の担当に関しましてはそれぞれで記録をしているとは思いますが、共有する中では、もうそうしたことよりもどんどん情報をみんなで共有してって仕事を進めていくというようなやり方で進めていました。

それぐらい日々いろいろな情報が入ってきたり、あるいは展開、対応が必要だったということもありましたので、そういった対応してきたことで、議事録っていうのは共有したものについては作っていませんというようなお答えをさせていただいたところなんです。以上です。

○山内議員

あの市も一生懸命やりましたと言いたいのはわかります。

わかりますけど、同じ会議の議事録が国や県から出てくるのに、なぜ本市はないとはっきり言えるんですか、この行政のあり方がいかがなんですかということを知りたいんですけど、答えてもらえますか。

■都市ブランド創造局長

我々は、いわゆる、例えば県に伺って、県が来られてお話をした、それは我々が朝、昼、夜とするミーティングの1つと捉えています。

一方で、県は、いろんな自治体のお相手をする中で、記録としてこれは残しておこうという判断なんだろうと思います。

それぞれの立場で、これは残しておこう、これはもうミーティングのアップデートなのでという捉え方によっては随分違いがあるのではないかなと思います。

我々は先ほどやったようなやり方できました。

県の方は多分そうした記録を、各自治体、いろんな自治体が来られるでしょうから、記録を残すというような手法を取ったんだろうと思います。以上です。

○山内議員

は行政文書というものがそういう受け取り方をされてるっていうのは非常に残念です。

やはりね。そういう、どういう議論があったかという過程はね。我々の知る権利があるというふうに思いますので、ここは改めていただきたいなと思います。

次に、補助執行について伺います。文化財保護事務が市長部局に補助執行されている場合、文化財保護担当の職員それから学芸員の人事権は首長にあります。

また、北九州市の芸術文化振興財団は、独立組織とはいえ、市からの仕事を請け負うことで運営がされておるわけであります。

これらのことも、市長部局で文化財保護事務を補助執行する職員、学芸員、財団職員、学芸員が市長に反する意見を言うことを難しくしているのではないのでしょうか。

実際に、彼らが門司遺跡に関して開発部局や執行部の意見に異を唱えることはありませんでした。唯一反対意見を唱えた学芸員は発掘調査を外されております。

こうした仕組みは、政治的中立性を保つべき文化財保護行政になじまず、学芸員の本来の仕事を阻害するものではありませんか。

これは反省して改善すべきではないですか。答弁求めます。

■都市ブランド創造局長

今お話しされたのは、先ほど村上議員からもお話しされたような内容なのかなという風にちょっと推測しますけれども、財団の職員というのが入ってございましたけど、我々財団はあくまでも別個の法人でございます。

そこでのやり取りであるとか決定の過程だとか人事とかいうのは、我々としてはここでご説明するようなものっていうのは持ち合わせていないっていうのは、これ正直なところです。以上です。

○山内議員

ほんとにこの仕事っていうのは、上に物を言えない状況を作っちゃいかんと思うんですよ。しっかりと独立した立場で中立性を守って仕事をしていく、そうした仕事が求められているわけでありますから、こうした仕組みそのものですよ、これを変えていく必要があるんだということを指摘しておきたいと思います。

本市の文化財保護行政は、2024年3月の市議会において副市長が、「遺構の価値付けをすると文化財指定につながるので価値付けはしない」、こう答弁されましたけれども、この答弁に象徴されておりますが、このままでは本市の貴重な文化財、これは開発が優先され、全て破壊されることになってしまいます。

特に、教育委員会には文化財保護法の概念に立ち返っていただき、見直すべきは見直す、こういう立場に立っていただきますように強く求めて、私の質問を終わります。